

「税務調査等における帳簿等データの提出依頼等に関するＱ＆Ａ」等の整備について

2026.10.20

福岡国税局　課税総括課



Q&A等の整備

- 国税庁HPに「税務調査等における帳簿等データの提出依頼に関する取組等について」のページを追加
- 従前からご質問やご意見としていただいていたものを国税庁においてQ&Aとして整理・公開
- 帳簿等データを提供いただく際の説明文書の改訂

庁HPへの
ページを追加



Q&Aの整備



Q&Aの一例

実地の調査を予定している場合には、原則、事前通知後に帳簿等データの提出依頼を行うとのことですが、事前通知前においても依頼がされることはあるのでしょうか。【問２】

実地の調査以外の場面も含め、国税に関する「調査」について必要があるときは、法令上、質問検査権を行使することができることとされておりますが、「実地の調査」において質問検査権を行使する場合には、原則として事前通知を行うことが求められております。

そのため、実地の調査を行うことを予定している場合には、当該実地の調査前における帳簿等データの提出の依頼は、原則として、事前通知後に行うこととしております。

ただし、実地の調査にお伺いする日時の調整に時間を要するといった場合には、調査事務の適正かつ円滑な遂行や納税者等の皆様の負担軽減の観点から、実地の調査を行う際に必要となる事前通知に先立ち、帳簿等データの提出をお願いさせていただく場合がございます。

当該求めをお願いするに当たりましては、帳簿等データの提出期限等について、納税者等の皆様の事情を踏まえつつ、丁寧に対応してまいります。

（注）１　「実地の調査」とは、国税の調査のうち、当該職員が納税義務者の支配・管理する場所（事業所等）等に臨場して質問検査等を行うものをいいます（国税通則法第７章の２（国税の調査）等関係通達４－４）。

２　実地の調査を行うことを予定して調査通知を行った場合において、事前通知前を含め実地の調査前に帳簿等データの提出を求める行為は、「実地の調査」以外の調査として行う質問検査等に該当します。

Q&Aの一例

実地の調査前の帳簿等データの提出依頼に応じない場合、罰則の対象となるのでしょうか。【問５】

法令上、物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなく応じなかった場合についての罰則規定（国税通則法第128条）が設けられているところ、正当な理由がなく実地の調査前の帳簿等データの提出の依頼に応じていただけない場合も、当該罰則規定の対象となりうるものと考えられます。

ただし、従前の物件の提示又は提出の要求した場合における取扱いと同様に、実地の調査前の帳簿等データの提出の依頼に応じないことのみをもって罰則が適用されるものではなく、また、強権的に帳簿等データの提出を求めることはありません。あくまでも、帳簿等データの提出の依頼は、納税者等の皆様のご理解とご協力の下、その承諾を得て実施することとしております。

Q&Aの一例

実地の調査前に帳簿等データの提出をした場合、事前通知における「調査を開始する日時」はいつになるのでしょうか。【問７】

実地の調査前にオンラインツールを利用して帳簿等データの提出を求める場合、その行為は質問検査権の行使に該当しますが、実際の臨場が伴わないため、当該行使は「実地の調査」には該当しないこととなります。

したがって、事前通知における「調査を開始する日時」は、初めて事業所等に臨場して帳簿書類等の提出又は提示を求めるといった質問検査権を行使する日時となります。

（注）仮に、通知した「調査を開始する日時」より前に、実際に納税者の方の事務所等や税理士事務所に臨場して帳簿等データを提出いただくこととなった場合、その行為は「実地の調査」としての質問検査権の行使に該当することとなるため、通知した「調査を開始する日時」の変更を行った上で臨場することとなります。

Q&Aの一例

実地の調査前に帳簿等データの提出を行った場合において、その後、修正申告書の提出を行ったときは、加算税の適用はどうなるのでしょうか。【問８】

過少申告加算税を例にすると、調査通知後に修正申告書の提出があった場合、原則として、その提出が、「調査があったことにより更正があるべきことを予知してされたもの」であるときは10%となり、「調査があったことにより更正があるべきことを予知してされたもの」でないときは５%となります。

この「調査があったことにより更正があるべきことを予知してされたもの」であるかについては、例えば、申告内容を検討した上での非違事項の指摘等により、納税者が、調査のあったことを了知したと認められた後に修正申告書の提出をした場合は、原則として、「更正があるべきことを予知してされたもの」に該当するものと考えられます。

そのため、実地の調査前に帳簿等データを提出いただいたことのみをもって、「更正があるべきことを予知してされたもの」に該当しないものと考えます。

（注）　上記の回答は一般的な例を示したものであり、加算税の適用に当たっては、個々の事実関係を精査した上で判断となります。

Q&Aの一例

税務調査において提出した帳簿等データは、それ以外の税務調査等で利用されることもあるのでしょうか。また、その場合、個人情報保護の観点から問題ないでしょうか。【問12】

提出のあった帳簿等データを含め、税務調査の過程で把握した情報は、国税庁の任務である「適正かつ公平な賦課及び徴収の実現」（財務省設置法19条）のため、他の事案の税務調査や行政指導のために活用することがあります。

なお、国税職員には、国税通則法により国家公務員法よりも重い守秘義務が課されており、税務調査の過程で把握した情報は、国税庁が定める規則等に従って適切に管理するとともに、他の税務調査の調査対象者に、そうした情報の入手先やその内容が明らかにならないよう、十分に注意して取り扱っております。

また、税務調査において取得した個人情報について、国税庁の任務である「適正かつ公平な賦課及び徴収の実現」のため、必要に応じて、第三者の税務調査に利用することは、個人情報保護法に規定する利用目的の範囲内であると考えております。

（参考１）財務省設置法（抄）

第19条　国税庁は、内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現、酒類業の健全な発達及び税理士業務の適正な運営の確保を図ることを任務とする。

（参考２）個人情報保護法第69条（利用及び提供の制限）（抄）

第69条　行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

交付文書の改訂



税務調査等において提出を受けた電磁的記録の取扱いについて

○　税務調査等において、申告内容等を確認するため、国税通則法第74条の２等の規定による質問検査権に基づき、帳簿書類その他の物件に係る電磁的記録の提出を求めることがあります。

○　提出いただいた電磁的記録については、国税庁において定めた行政文書管理規則等に従い厳重に管理を行い、保存期間が満了した後は、同規則等に基づき確実に消去します。
　また、国税職員が情報記録媒体に電磁的記録を保存した場合、必ず暗号化処理又は代替措置を施して外部への情報漏えいを防止するとともに、保存の必要性がなくなり次第国税庁において定める手順に基づき、外部からアクセスできない環境下に保存した上で、速やかに情報記録媒体内の電磁的記録を消去します。

○　国税庁においては、政府統一基準を踏まえつつ、国税職員が職務上必要な情報のみ利用可能な仕組みを構築するとともに、定期的にセキュリティ監査を実施するなど、提供を受けた電磁的記録を含む情報の不正利用や情報漏えい等の防止に細心の注意を払っております。

○　また、国税職員には、国家公務員法上の守秘義務とともに、国税通則法により国家公務員法よりも重い守秘義務が課されており、国税に関する調査において知り得た秘密を漏らしたときは罰則の対象となります。

※　電磁的記録とは、パソコンの端末などに保存している電子データをいいます。
　　情報記録媒体とは、ＵＳＢメモリやＣＤ－ＲＯＭなどをいいます。
※　国税庁の基幹システムは、情報セキュリティに関する国際規格に基づく認証を取得しています。

【国税局・税務署】

税務調査等において納税者等の皆様から提出を受けた帳簿等データの取扱いについて

税務調査等において、申告内容等を確認するため、国税通則法に規定する質問検査権に基づき、国税職員から納税者等の皆様へ、帳簿書類その他の物件に係る電磁的記録（以下「帳簿等データ」といいます。）の提出を求めることがあります。国税当局では、納税者等の皆様から提出を受けた帳簿等データについて、以下のとおり適切に取り扱っています。

※　電磁的記録とは、パソコンの端末などに保存している電子データをいいます。

❶ データの受領

【方法１】
税務署等のＵＳＢメモリ等を使用して、納税者等の皆様のパソコンから帳簿等データを受領

【方法２】
オンラインツールを利用して、帳簿等データを受領

❷ ＵＳＢメモリ等に一時保存

- 暗号化処理又は代替措置を必ず施し、外部への情報漏えいを防止
- 国税庁の環境下にデータを移行するなど、ＵＳＢメモリ等での保存の必要がなくなり次第、速やかにＵＳＢメモリ等のデータを消去

❸ 国税庁での管理

- 政府統一基準を踏まえつつ、国税職員が職務上必要な情報のみ利用可能な仕組みを構築
- 定期的なセキュリティ監査を実施
- 情報の不正利用や情報漏えい等の防止

※　国税庁の基幹システムは、情報セキュリティに関する国際規格に基づく認証を取得しています。

❹ 保存期間満了時に削除

- 保存期間満了までの間、国税庁において定めた行政文書管理規則等に従い、厳重に管理
- 保存期間が満了した後は、同規則等に基づき確実に消去

国税職員の守秘義務について

国税職員には、国家公務員法上の守秘義務とともに、国税通則法により国家公務員法よりも重い守秘義務が課されており、国税に関する調査において知り得た秘密を漏らしたときは罰則の対象となります。

Ｑ＆Ａについて

国税庁ホームページでは「税務調査等における帳簿等データの提出依頼等に関するＱ＆Ａ」を公開しています。

国税局・税務署